

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号：7 国名：パキスタン 担当：地球環境部
案件名：ラホール給水設備エネルギー効率化計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2014年7月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における上水道施設設計に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布：2013年4月17日から2013年4月19日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

JICA本部1F調達部受付（10：00～17：00（12：30～13：30は除く））にて、

業務指示書等受領書をもって配布

プロポーザル提出：2013年5月8日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：5月下旬～6月上旬

5 業務の目的

【背景】

人口176.7百万人(2011年、世界銀行)、一人当たりGNI 1,120米ドル(同)、面積79.6万平方kmを有するパキスタン国(以下、「パ」国)では上水道普及率が66%(2005年)とされているが、都市部(85%、中期開発フレームワーク(MTDF)(2005年))と村落部(55%、同)、地域によって大きな隔たりが存在する。「パ」国政府はこれらの問題に対応すべく、2009年に国家飲料水政策(National Drinking Water Policy)を策定し、2025年までに全国民に安全な飲料水を提供することを目標に掲げている。

ラホール市はカラチ市に続く「パ」国第2の都市(人口約7.2百万人(2011年))であり、同市を含む都市部の人口増加率は2.7%(「パ」国全土では1.8%)(いずれも2011年)と高く、人口増加に伴う水需要が増大している。同市においては、約6,400人の職員からなるラホール上下水道公社(ラホールWASA)が水道事業を運営しており、ラホールWASAが所有する約480本の深井戸水源に全ての水源を依存し、1,608千m³/日の配水量により市の人口の87%(2009年)に給水を行っている。配水需要量に比して容量が小さいことから、機能している配水池は1カ所のみで、市内には井戸ポンプ施設から直接配水されており、市全体の配水管網は井戸を中心とした独立した配水管網の集合体となっている。ラホール市では、上記井戸に加え、個人所有の深井戸が約4,000本、灌漑用の深井戸が約6,000本あるといわれており、これらにおける揚水により、地下水位は1955年から2000年ごろまでは約0.65m/年、2005年から2008年には約1.0m/年低下している。また、深井戸における塩素注入器が機能している割合が34%であること等により給水栓でしばしば大腸菌が検出され、ラホールWASAの給水管区においても水因性疾病に罹患した家族を持つ世帯が37.2%(2010)に達している。改修が要請されている深井戸群は1983年から1998年に整備され、ポンプの老朽化等により揚水にかかるエネルギー効率が悪化している。他のWASAでは揚水ポンプの更新により約25%の電力消費量が削減された実績があることから、同井戸群においてもポンプの更新によるエネルギー効率の改善の余地があると推測される。このように、水源量の制約、維持管理費の約50%を占める電気料金の節約、加えて、1日3-12時間の停電(2009年)等により8-10時間の時間給水を余儀なくされている。その結果、夏場で電力消費が伸びる3月以降、電力不足・水不足への抗議のためデモや道路封鎖などが頻発している。

また、一般家庭には水道メーターが設置されておらず、敷地面積に基づく定額制を採用した水道料金設定となっており、州政府の承認事項となっている水道料金の値上げが、政治的な配慮から98年及び2004年に上げられたのみで、水道料金(5.20ルピー/m³(2006年))が低く抑えられている。さらに、無収水率が36%となっていることも原因でコストリカバリーが達成できず、州政府からの補助金に依存した状態となっている。近年では、経済成長と人口増に伴う電力不足が深刻であり、電力料金の上昇や停電時に使用する発電機燃料の高騰は、財務状況のさらなる悪化につながり、給水サービスの質の低下が懸念されている。

このような状況の下、老朽化した給水設備の更新により給水にかかるエネルギーの効率化を図るとともに、太陽光発電施設の導入による電力消費量削減や停電時の給水サービス停滞時間を短縮するため、我が国の無償資金協力にかかる要請がなされた。

本調査は、同要請を受け、概略設計と概略事業費の積算を行うものである。

【要請内容】

1)施設・機材：深井戸ポンプ25機(6.5m³/min)及び80機(3.25m³/min)更新、深井戸67本、太陽光パネル3カ所、水

質検査用機材、エネルギー監査機材

2)ソフトコンポーネント：初期操作指導、運転・維持管理指導等

【環境カテゴリ】

C

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されたため。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ラホール市

(2) 相手国関係機関

ラホール上下水道公社

(3) 業務内容

ア プロジェクトの背景、目的、内容の確認

イ 先方の上位計画、事業計画、本プロジェクトの位置付けの確認

ウ 過去の類似案件及び他開発パートナーの援助動向の確認

エ 無償資金協力として適切な協力範囲、規模、内容並びに相手国分担事項に関する調査

オ 太陽光発電システム導入にかかる調査(政策、法制度、普及状況、既存システムの運用体制と状況と維持管理にかかる課題、関連する技術基準やガイドラインの有無、日射量等)

カ 既存井戸調査(揚水試験、水質試験等)

キ 地下水賦存量の評価

ク サイト状況調査(配水池(高架水槽)の活用可能性、太陽光パネル設置用地確認等)

ケ 施設、設備、機材計画調査

コ 調達事情調査(現地調達、第三国調達、サブコン等)

サ 施工計画調査(関連法規等)

シ 先方負担事項(免税手続き、維持管理費負担等)に係る検討

ス プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集

セ プロジェクト内容の計画策定、概略設計

ソ プロジェクトの対象施設及び機材の維持管理計画策定及び留意事項の提言、技術協力プロジェクトとの連携に係る検討

タ プロジェクトの概略事業費の積算

チ 開発パートナー間の事業費等の比較

ツ プロジェクトの評価

7 成果品等

(1) 業務計画書 (2013年6月中旬)

(2) インセプションレポート (2013年6月下旬)

(3) 現地調査結果概要 (2013年9月下旬)

(4) 協力準備調査報告書案 (2014年1月上旬)

(5) 概要資料 (2014年6月上旬)

(6) 概略事業積算内訳書 (2014年6月中旬)

(7) 協力準備調査報告書 (2014年7月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 業務主任 / 上水道計画 (評価対象予定者)

(2) 機械設備 (評価対象予定者)

(3) 電気設備

(4) 地下水管理 (評価対象予定者)

(5) 施工・調達計画 / 積算

9 特記事項

(1) 本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。

(2) 共同企業体の結成を認める予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。